



群馬県福祉プラン

(令和8年度～令和12年度)

Gunma-Pref.
WELFARE
PLAN 2026-2030

目次

トップメッセージ

2

Chapter.1 計画策定

- 計画の基本事項
- 福祉分野及び関連分野の計画体系

Chapter.2 地域福祉を取り巻く状況

●

Chapter.3 理念と目標

- 基本理念
- 基本目標
- 市町村地域福祉計画の分析
- SDGsとの関連

Chapter.4 施策と取組

基本目標1 ともに支え合う「地域づくり」

●

- 『住民に身近な圏域』での活躍支援
- あらゆる地域住民の参画
- 地域福祉を支える人材の育成
- 権利擁護人材の育成

基本目標2 地域を支える「仕組みづくり」

●

- 包括的支援体制の構築支援
- 専門性による地域支援
- 災害福祉支援の充実
- 福祉人材の確保・定着・育成

Chapter.5 計画の推進

●

Chapter.6 資料編

●



トップメッセージ

未定稿

計画の基本事項

計画策定の趣旨

本プランは、現行計画である「群馬県福祉プラン(令和2年度～令和7年度)」の期間満了に伴い、令和8年度から令和12年度までを対象とした次期計画として策定するものです。この計画では、誰もが多様な生活課題を抱えながらも、地域で自分らしく安心して暮らし続け、その人なりに活躍できる社会の実現を目指します。そのため、地域住民や関係団体が互いに支え合い、つながりを広げながら、一人ひとりの暮らしと生きがいを尊重し、誰もが活躍できる地域共生社会を共に築いていくことを基本理念とします。

あわせて、市町村の地域福祉推進を支援するための基本的な方向性を示すとともに、福祉分野全体を統括する機能を維持しながらも、その役割をより精緻化し、各福祉分野の横断的な課題や制度の狭間にに関する事項に重点を置きます。また、こうした役割や県内市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針を示す役割を通じ、地域福祉分野を中心に群馬県の福祉施策を総合的に推進する指針となるものです。

さらに、人口減少や少子高齢化、災害対応、デジタル技術の進歩など、社会情勢の変化や制度改正に柔軟に対応し、「新・群馬県総合計画」をはじめとする他の計画との調和を図るため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

計画の位置づけ

- I. 「新・群馬県総合計画」の個別計画であり、福祉分野における最上位計画となるものです。
- II. 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第108条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として位置付けられるものです。

計画期間

令和8年度を初年度とし、令和12年度を最終年度とする5か年計画とします。

福祉分野及び関連分野の計画体系

福祉分野の計画体系

最上位計画

個別基本計画

個別実施計画

群馬県福祉プラン(令和8年度～令和12年度)

社会福祉法に基づく計画

群馬県高齢者保健福祉計画(第9期)

老人福祉法、介護保険法、共生社会の推進を実現するための認知症基本法に基づく計画

バリアフリーぐんま障害者プラン8

障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法、「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」障害者文化芸術推進法、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づく計画

第3次群馬県手話施策実施計画

「バリアフリーぐんま障害者プラン」における「意思疎通環境の整備」に係る個別実施計画

第4次群馬県自殺総合対策行動計画

自殺対策基本法、自殺総合対策大綱に基づく計画

第2次群馬県再犯防止計画

犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を支援することにより、犯罪被害の防止や、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す再犯防止推進法に基づく計画

関係分野の計画

- ・ 第9次群馬県保健医療計画
- ・ 群馬県健康増進計画(元気県ぐんま21(第3次))
- ・ ぐんまこどもビジョン2025
- ・ 第6次群馬県男女共同参画基本計画
- ・ 群馬県住生活基本計画2021
- ・ 群馬県国土強靭化地域計画
- ・ 群馬県地域防災計画

人口減少・少子高齢化の進展

人口の推移と推計

群馬県の人口は、昭和後期から平成初期にかけて増加していましたが、平成14年頃からは減少に転じ、令和に入ってからはその傾向が一層強まっています。令和7年10月1日時点の人口は1,876,416人で、令和2年国勢調査時(1,939,110人)から約5年間で約6万人減少しました。減少率はおよそマイナス3.2%で、全国的な傾向と同様に出生数の減少と死亡数の増加により自然減が続いています。

県の将来推計によると、人口減少は今後も続き、2034年(令和16年)には1,773,695人、さらに国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2050年(令和32年)には1,520,630人まで減少すると見込まれています。これは2025年比で約19%の減少に当たり、人口構造の変化が地域社会に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

こうした人口減少は、地域の暮らしや支援のあり方に直結します。近年では「人口減少を前提とした社会」という考え方方が広がり、従来の人口増加を前提とした制度やサービスの仕組みを見直す必要が生じています。人口が減ることで、公共交通や生活インフラの維持が難しくなる地域が増え、買い物や移動の支援、情報の届け方など、日常生活に関わる課題の顕在化が見込まれています。

さらに、人口減少は労働力不足を深刻化させ、「労働供給制約社会」と呼ばれる状況を生み出しています。これは単なる人手不足ではなく、生活を支えるサービスそのものが維持できなくなるリスクを意味します。介護や医療、物流など、地域の暮らしを支える分野でこうした影響が顕著になると考えられています。

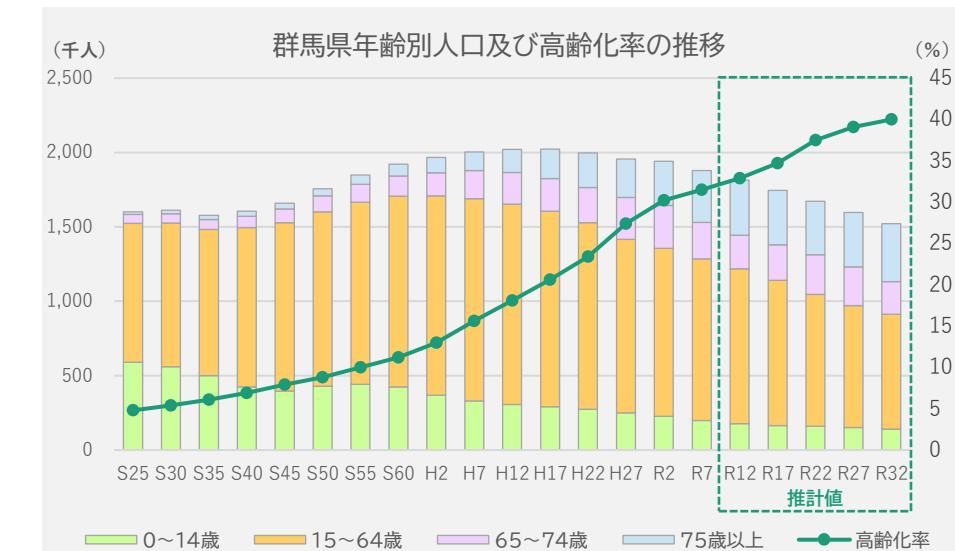
地域福祉の推進に当たっては、こうした人口減少と労働力制約を前提に、持続可能な仕組みを整えることが重要です。限られた人材や資源をどう活かすか、新たなテクノロジーをどう組み込むか。人口減少は避けられない課題だからこそ、地域のつながりを再構築し、効率化と支え合いを両立させる視点が求められています。

高齢化の進展

群馬県では高齢化が着実に進んでおり、令和6年10月1日時点の65歳以上の人口は588,836人で、総人口に占める割合は、過去最高の31.2%に達しています。また、75歳以上の人口割合も17.7%と高く、後期高齢者の増加が顕著です。

将来推計では、この傾向がさらに強まると見込まれています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、群馬県の高齢化率は2030年に32.9%、2040年には37.5%、2050年には40.0%に達し、県民の約4割が高齢者になる見通しです。特に75歳以上の割合も増え続け、介護や医療などの社会保障需要が一層高まることが予測されます。

一方で、生産年齢人口(15～64歳)は減少を続け、2030年に57.4%、2040年には53.0%、2050年には50.8%と、およそ県民の半分までに低下する見込みです。これにより、地域社会や経済活動における担い手不足が深刻化することが懸念されます。



人口減少・少子高齢化の進展

少子化の状況

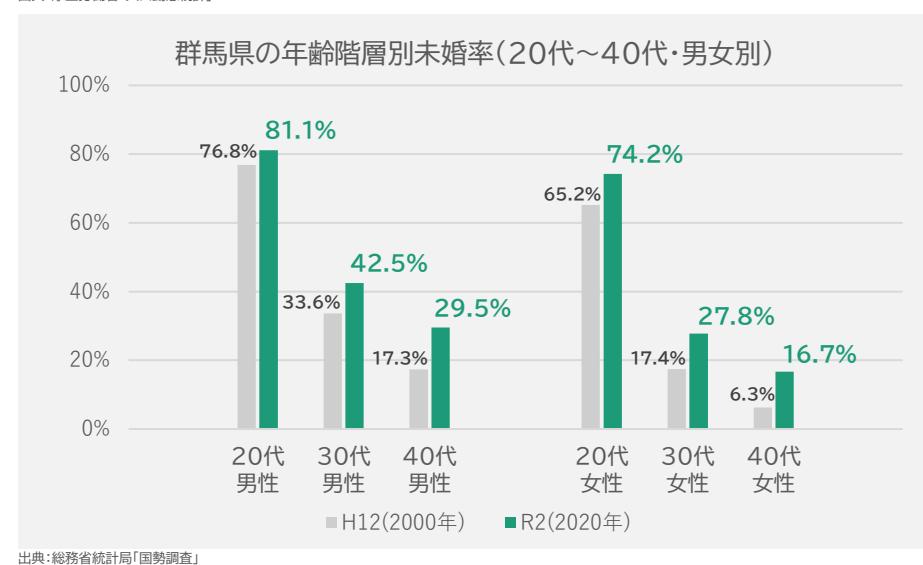
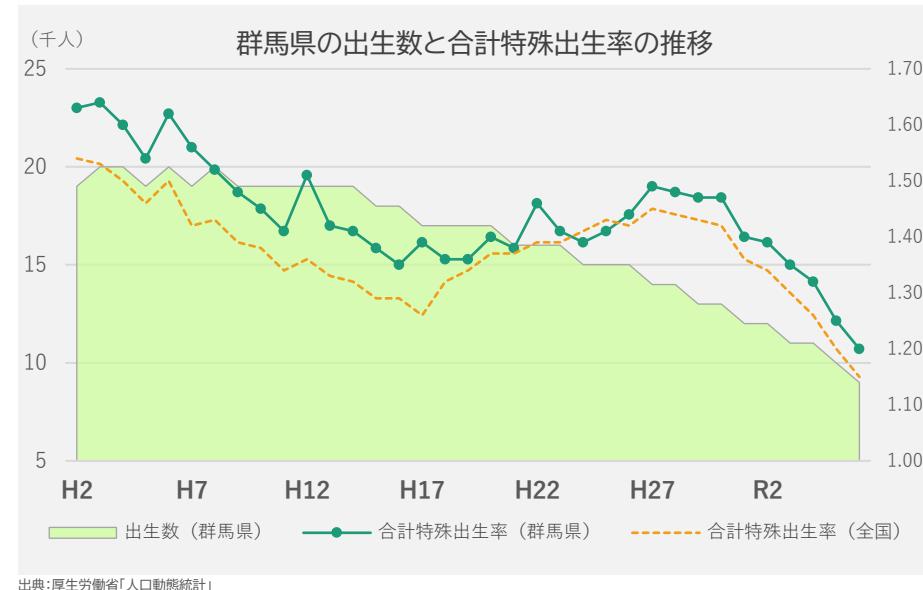
群馬県では、少子化の進行も顕著になっています。令和6年の出生数は9,334人で、前年より616人減少し、過去最低を更新しました。かつて「第二次ベビーブーム」の1973年には32,507人の出生がありましたが、その後は一貫して減少し、近年は1万人を割り込む水準で推移しています。

合計特殊出生率は1.20で、全国平均(1.15)をわずかに上回るもの、前年から0.05ポイント低下し、こちらも過去最低となりました。都道府県別順位は前年と同じく29位で、全国的な傾向と同様に低下が続いている。

少子化の背景には、結婚や出産に対する価値観の変化、経済的な不安定さ、未婚化・晩婚化の進行、仕事と子育ての両立の難しさなど、複数の要因が絡み合っています。県の分析では、結婚や出産を希望しない人の増加や、経済的理由によるライフイベントの遅れが大きな要因とされています。

こうした状況は、地域福祉にも直接影響します。子育て世帯の減少により、地域の担い手不足が進み、子育て支援や教育環境の維持が難しくなる地域が増えています。また、少子化は将来的な生産年齢人口の減少につながり、地域の活力や労働力確保にも影響します。

地域福祉の推進に当たっては、子育てしやすい環境づくりと、地域での支え合いを強化する取組が不可欠です。具体的には、保育や学童の充実、仕事と子育ての両立支援、地域での子育てネットワークの形成など、生活に密着した支援策を重ねていくことが求められています。



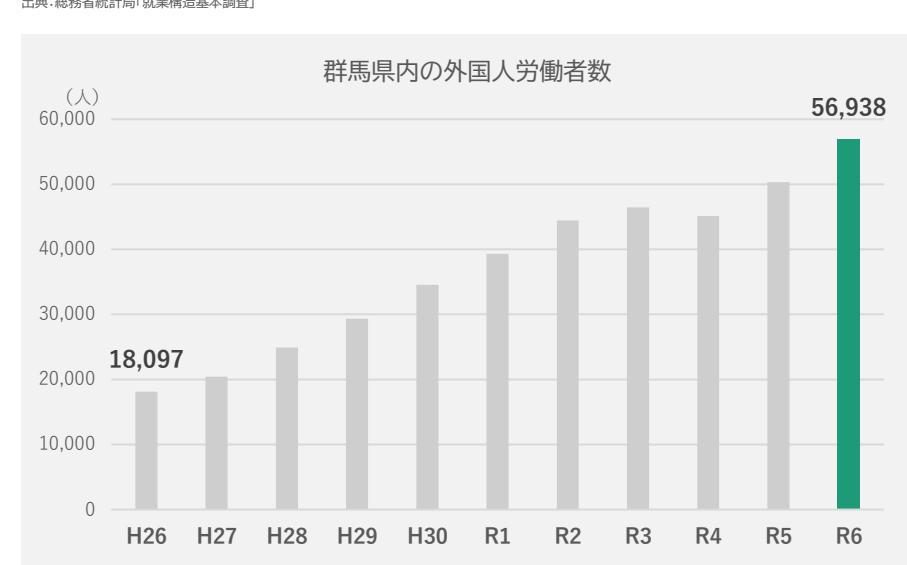
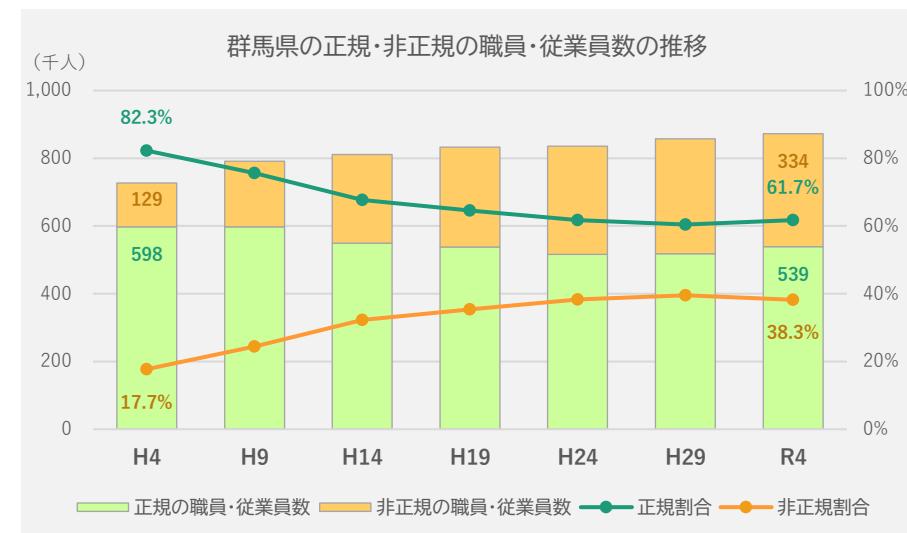
雇用の状況、生活困窮

雇用の状況、生活困窮

総務省統計局の就業構造基本調査によると、群馬県の雇用構造は長期的に大きな変化を続けています。正規雇用労働者は、1990年代半ばから2000年代前半にかけて、バブル経済の崩壊や平成20年のリーマンショックによる景気悪化の影響で急減しましたが、近年はやや回復傾向にあり、令和4年には約53万9千人となっています。一方、非正規雇用労働者は昭和57年の約9万9千人から増加を続け、平成29年には過去最高の約33万9千人に達しました。令和4年には約33万4千人とわずかに減少が見られましたが、依然として増加傾向にあります。

こうした雇用構造の変化は、地域福祉に深く関わっています。非正規雇用の増加は、所得の不安定化や生活困窮のリスクを高め、子育てや介護との両立を難しくする要因となっています。また、人口減少に伴う労働力不足や高齢者の就労継続、女性の就業率の上昇は、地域活動や支援体制のあり方に新たな課題をもたらしています。さらに、外国人労働者の増加により、多文化共生や生活支援の必要性も高まっています。

国や県では、生活困窮者自立支援制度や就労準備支援、障害者雇用促進、女性や高齢者の就労支援など、雇用政策・生活困窮者施策と地域福祉を連動させる取組が進められています。こうした動向を踏まえると、地域福祉の推進においても、雇用環境の変化を背景とした支援の重要性が一層高まっているといえます。



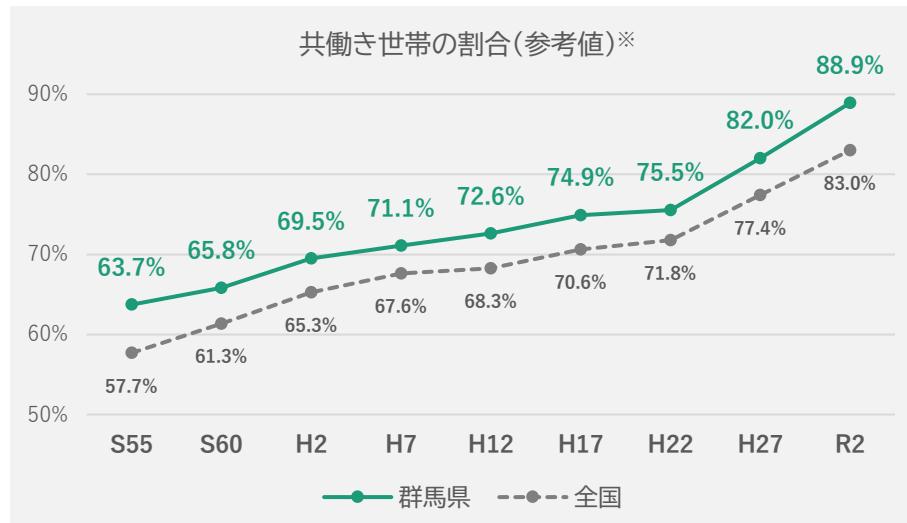
地域社会の変化

多様化する生活と支援ニーズ

近年、地域社会における生活様式や価値観は大きく変化し、支援ニーズは一層多様化しています。共働き世帯やひとり親世帯の増加、外国人住民の定住化、障害や疾病を抱えながら働く人の増加など、従来の「標準的な世帯像」を前提とした支援モデルでは対応が難しい状況が広がっています。

総務省の国勢調査によると、全国的に共働き世帯は増加傾向にあり、群馬県でも同様の傾向が見られます。また、厚生労働省の調査では、ひとり親世帯の割合が高止まりしており、生活の安定や子育て支援に対するニーズが強まっています。さらに、外国人住民数は県内でも増加しており、言語や文化の違いに起因する情報格差や孤立のリスクが顕在化しています。

こうした変化は、地域福祉の現場において、支援の複雑化と個別化を進めています。複数の課題が重なる世帯や、制度のはざまにある人への対応が求められる一方、従来の画一的なサービスでは十分な支援が届かないケースが増えています。地域福祉の推進においては、こうした多様なニーズを前提に、柔軟で包括的な支援体制を整えることが不可欠となっています。



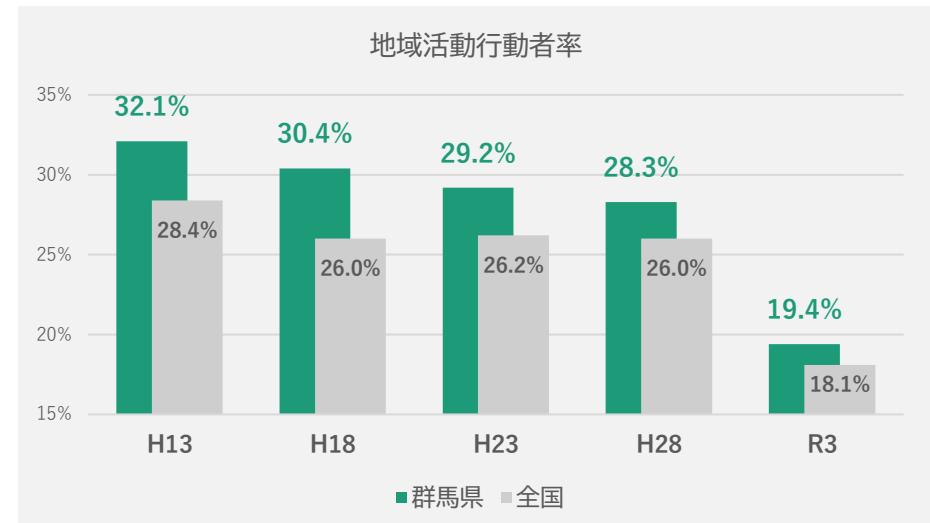
出典：総務省統計局「国勢調査」「社会・人口統計体系」※「共働き世帯数」(社会・人口統計体系)を、「夫婦」を含む世帯数(国勢調査)で除した割合

相互扶助機能の弱体化

地域社会における相互扶助の機能は、長期的な人口構造の変化やライフスタイルの多様化により、従来の姿を大きく変えています。かつては、親族や近隣住民による支え合いが生活の安全網として機能していましたが、核家族化や単身世帯の増加、転勤や進学による居住の流動化などにより、地域内の人間関係は希薄化しています。

総務省の国勢調査によると、全国的に単身世帯の割合は増加傾向にあり、群馬県でも高齢者の一人暮らし世帯が着実に増えています。こうした状況は、日常生活のちょっとした困りごとを相談できる相手がいない、災害時に頼れる人がいないといった不安につながり、孤立や生活困窮のリスクを高めています。

また、地域活動への参加率も低下しており、自治会や町内会、ボランティア団体など、地域のつながりを支える組織の担い手不足が顕在化しています。これらの変化は、地域福祉の推進において、従来の「近隣の助け合い」に依存する仕組みでは対応が難しくなっていることを示しています。



出典：総務省統計局「社会生活基本調査」

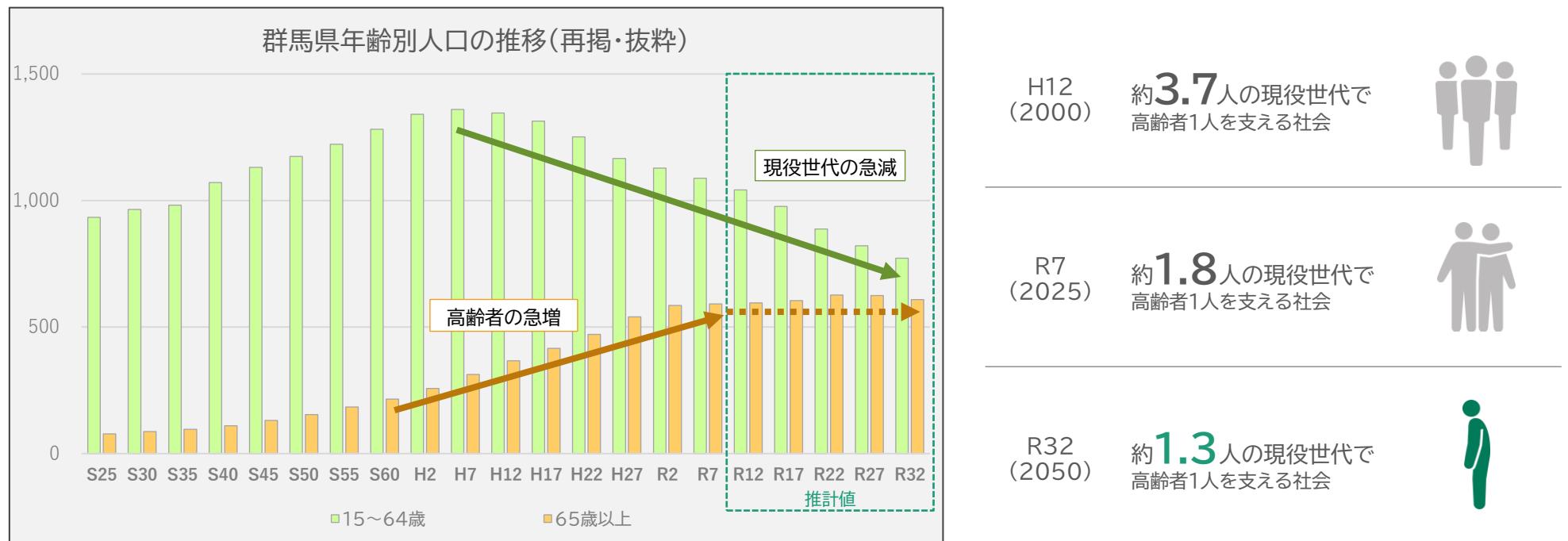
社会保障制度改革

社会保障制度改革

団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を契機に、社会保障制度は「高齢者の急増」から「現役世代の急減」への局面転換を迎えていました。これまで国では、社会保障の充実と財政健全化の両立を目指し、社会保障と税の一体改革が進められてきました。

今後は、2040年に団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者数がピークを迎えることから、2040年を展望した改革の検討が始まっています。こうした人口構造の変化は、医療・介護・年金などの制度に加え、地域福祉の担い手や支援体制にも大きな影響を及ぼすことが見込まれます。特に、現役世代の減少に伴う税・保険料収入の制約や、支援ニーズの多様化は、地域福祉においても持続可能な仕組みづくりや多様な主体の参画を前提とした対応を求める背景となっています。

さらに、国はこうした課題に対応するため、「全世代型社会保障」への転換を進めています。これは、高齢者偏重から脱却し、子育て・若年層支援を強化しながら、世代間・世代内の公平性を確保するものです。その実現に向け、地域共生社会の構築や医療・介護の効率化、働き方改革など、制度全体の持続可能性を高める取組が進められています。



基本理念

県民誰もが安心・活躍できる地域共生社会づくり

地域共生社会の実現とは、地域の課題を地域で解決できる、持続可能な社会を目指す考え方です。人口減少や少子高齢化、生活様式の変化、そして社会の担い手不足が進む中で、地域のつながりや支え合いの仕組みは、今まさに大きな転換期を迎えています。

こうした状況に対応するためには、地域に暮らす人々が、時には支え手となり、時には受け手となりながら、共に暮らしを支え合う「地域」を築いていくことが求められます。そして、「地域」づくりを支えるには、行政や社会福祉法人、NPO、企業、学校、医療・福祉関係者など、多様な主体の参画が不可欠です。地域住民だけで完結するのではなく、関係者が連携することで、支え合いの輪はより強固で持続可能なものとなります。

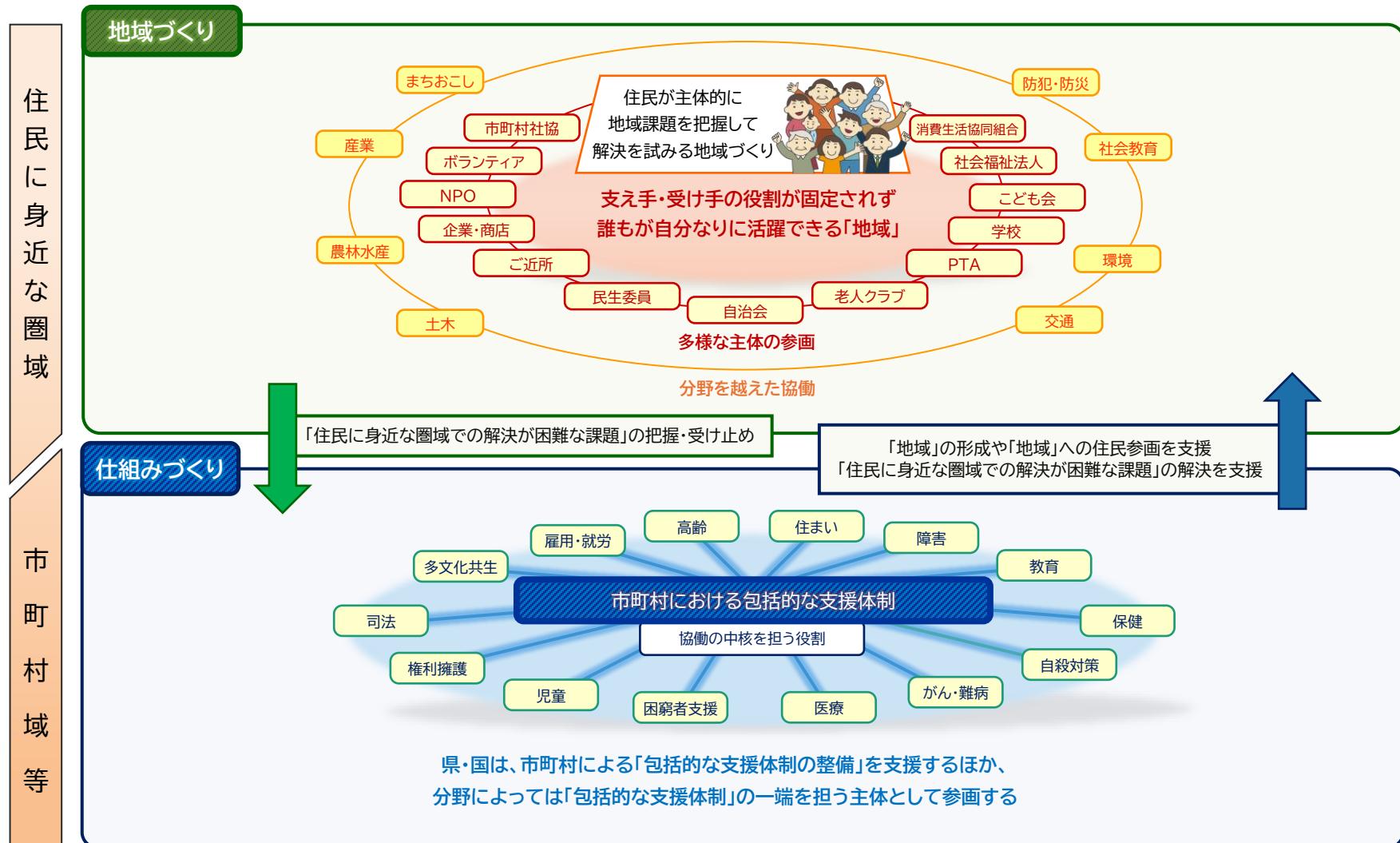
また、福祉課題の解決には、福祉分野にとどまらず、まちづくりや産業振興、農林水産業、交通、環境、社会教育、防犯・防災など、分野を越えた協働が必要です。地域の暮らしに関わるさまざまな分野が連携することで、複雑化・多様化する課題にも、より効果的に対応できるようになります。

さらに、地域共生社会の実現には、「地域」だけでは対応しきれない課題に対して、包括的な支援体制を整えることも重要です。市町村には、こうした支援体制の構築に加えて、地域づくりを促進する役割が期待されています。これを受け、都道府県には、市町村の取組を後方から支援し、広域的な視点で地域福祉を推進する役割が求められています。

群馬県では、県民一人ひとりが安心して暮らせるだけでなく、自分らしく活躍できる地域づくりを目指し、誰もが安心でき、誰もが活躍できる地域共生社会の実現を基本理念に掲げました。この理念のもと、「**共に支え合う地域づくり**」と「**地域を支える仕組みづくり**」の2つの基本目標を柱に、本プランを推進します。

基本理念

「地域共生社会」のイメージと基本目標との関連性



基本目標

基本目標1 共に支え合う「地域づくり」

住民に身近な地域で誰もが役割を持ち、
支え手・受け手の関係を超えて地域課題の解決を図る

近年、地域社会における生活様式や価値観は大きく変化し、支援ニーズは一層多様化しています。共働き世帯やひとり親世帯の増加、外国人住民の定住化、障害や疾病を抱えながら働く人の増加など、従来の「標準的な世帯像」を前提とした支援モデルでは対応が難しい状況が広がっています。

総務省の国勢調査によると、全国的に共働き世帯は増加傾向にあり、群馬県でも同様の傾向が見られます。また、厚生労働省の調査では、ひとり親世帯の割合が高止まりしており、生活の安定や子育て支援に対するニーズが強まっています。さらに、外国人住民数は県内でも増加しており、言語や文化の違いに起因する情報格差や孤立のリスクが顕在化しています。

こうした変化は、地域福祉の現場において、支援の複雑化と個別化を進めています。複数の課題が重なる世帯や、制度のはざまにある人への対応が求められる一方、従来の画一的なサービスでは十分な支援が届かないケースが増えています。地域福祉の推進においては、こうした多様なニーズを前提に、柔軟で包括的な支援体制を整えることが不可欠となっています。

県民幸福度レポートにおける関連指標

「近隣住民同士が困ったときに助け合える地域環境」の施策実感

基本目標2 地域を支える「仕組みづくり」

市町村における包括的支援体制の構築を中心とした、
地域を支援する体制を構築する

地域社会における相互扶助の機能は、長期的な人口構造の変化やライフスタイルの多様化により、従来の姿を大きく変えています。かつては、親族や近隣住民による支え合いが生活の安全網として機能していましたが、核家族化や単身世帯の増加、転勤や進学による居住の流動化などにより、地域内の人間関係は希薄化しています。

総務省の国勢調査によると、全国的に単身世帯の割合は増加傾向にあり、群馬県でも高齢者の一人暮らし世帯が着実に増えています。こうした状況は、日常生活のちょっとした困りごとを相談できる相手がいない、災害時に頼れる人がいないといった不安につながり、孤立や生活困窮のリスクを高めています。

また、地域活動への参加率も低下しており、自治会や町内会、ボランティア団体など、地域のつながりを支える組織の担い手不足が顕在化しています。これらの変化は、地域福祉の推進において、従来の「近隣の助け合い」に依存する仕組みでは対応が難しくなっていることを示しています。

県民幸福度レポートにおける関連指標

「悩みや不安をいつでも相談できる環境」の施策実感

市町村地域福祉計画の分析

都道府県地域福祉支援計画には、「市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項」を盛り込むよう規定されており(社会福祉法第108条)、これに関して、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(令和3年3月31日付子発0331第10号、社援発0331第16号、障発0331第10号、老発0331第5号)の第三「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」では、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項が掲げられています。

本プランの策定に当たり県内の各市町村において論点とされている課題の傾向を把握するため、同ガイドラインに「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」として掲げられている39項目について各市町村地域福祉計画を分析し、①より多くの市町村が課題と感じている事項と、②近年、課題と感じている市町村が増加している事項を抽出し、「4 施策と取組」において、これらの分析結果を反映しました。

なお、分析結果の詳細については、「6 資料編」に掲載しています。

① より多くの市町村が課題と感じている事項

地域福祉計画に盛り込んだ市町村の割合が

5年間の平均で90%を超える事項

・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携

・避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

② 近年、課題と感じている市町村が増加している事項

直近5年間で地域福祉計画に盛り込んだ市町村の割合が

1.5倍以上に増加かつ直近の割合が50%以上の事項

・制度の狭間の課題への対応の在り方

・保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

・「住民に身近な圏域」と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

・「住民に身近な圏域」において地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

・多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

SDGsとの関連

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs(エス・ディー・ジーズ)の理念である、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」は、本プランの基本理念や、「新・群馬県総合計画」が謳う「誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる社会の実現」との整合性が非常に高いものとなっています。

このため、SDGsの達成を意識することは、持続可能な地域共生社会づくりにもつながることから、「4 施策と取組」において本プランとSDGsとの関連を示します。

SDGs(エス・ディー・ジーズ)

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミット加盟国の全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標(ゴール)と169のターゲットから構成されており、発展途上国だけでなく、先進国を含む全ての国が取り組むべきものとされています。

群馬県福祉プランが取り組むSDGsのゴール



1 貧困を
なくそう



3 すべての人に
健康と福祉を



4 質の高い教育を
みんなに



10 人や国の不平等
をなくそう



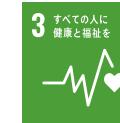
11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナーシップで
目標を達成しよう

基本目標1（1）『住民に身近な圏域』での活躍支援

県民や多様な主体が「地域」（=住民に身近な圏域）で活躍するためのプラットフォームに関する支援



現状と課題

地域における「互助」の取組は、自治会や町内会、ボランティア団体、NPO、地域運営組織、当事者グループなど、地域に根ざした多様な主体によって支えられています。その一つである民生委員・児童委員は、地域における相談支援や見守り活動を通じて身近な支え合いの仕組みづくりに貢献していますが、近年では、委員の充足率は緩やかに減少しており、担い手の確保が課題となっています。県では「県民総活躍」の理念のもと、経験や意欲を活かした継続的な活動を支援していますが、地域福祉の取組を将来にわたり持続させるためには、若い世代や新たな担い手の参画を促す仕組みづくりも必要となっています。

また、地域の支え合いを進める仕組みや協議の場は、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組においても進められており、こうした動きと連携しながら、行政が活動基盤の整備や情報共有の仕組みづくりを進めることで、住民をはじめとする地域における多様な主体の活動をさらに広げていくことが求められています。地域の力を引き出し、誰もが安心して暮らせる環境と、そのために地域住民が活躍できる環境を整えることが、今後の地域福祉における大きな課題です。

主な県の取組

- ・民生委員・児童委員に対する活動支援
- ・地域見守り支援事業
- ・社会福祉法人による「地域のための公益的な取組」の支援

目指すべき方向

地域福祉の取組を持続可能なものとするためには、地域住民が身近な圏域で役割を持ち、主体的に活動できる環境を整えることが重要です。地域のつながりや支え合いは自発的な活動に支えられていますが、こうした取組を継続し広げていくためには、それを支える行政の役割が両輪となって機能することが必要とされます。

このため、地域が医療・介護、障害福祉、生活困窮者支援など多様な分野と連携しながら、住民主体の活動を制度的に支える体制を構築することで、地域の力を引き出し、誰もが活躍できる環境づくりを進めていきます。



民生委員・児童委員の普及・啓発動画（YouTubeチャンネル「tsulunos ~群馬県公式~」で公開中）



基本目標1（1）『住民に身近な圏域』での活躍支援

県民や多様な主体が「地域」（=住民に身近な圏域）で活躍するためのプラットフォームに関する支援



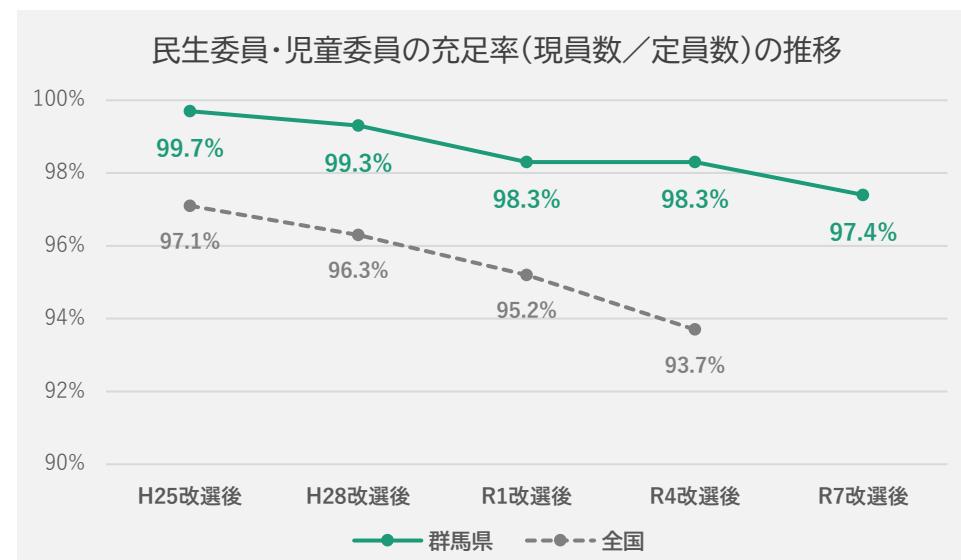
施策の方針

1 地域福祉を支える人材・団体の活動基盤の維持・強化

活動基盤の維持強化や情報共有の仕組みづくりを通じて、民生委員・児童委員の活動を支援します。また、地域福祉を支える人材や組織が、持続的かつ安定的に活動できる環境を整備することで、地域の支え合いの仕組みの維持・発展を支援します。

2 多様な主体との連携による支援体制の充実

社会福祉法人やNPOなどの団体や、地域包括ケアシステムにおける生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーター、障害福祉分野における地域生活支援拠点等のコーディネーター等、地域で活躍する様々な人材・機関との協働により住民主体の活動を制度的に支える仕組みの構築を支援します。



KPI

民生委員・児童委員の充足率:98.3%<現在値:97.4%>

関連指標

- ・ふれあい・いきいきサロン活動数:2,387か所(R6.6.1)
- ・群馬県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員数:145(R7.9末)
- ・介護予防に資する通いの場への65歳以上参加者数・割合:
40,327人・6.9% (R5) 【高齢者保健福祉計画】

関連キーワード

民生委員・児童委員、なんでも福祉相談、更生保護ネットワーク、チームオレンジ、老人クラブ、当事者団体、自助グループ、こ・ふあん(県障害者芸術文化活動支援センター)、ファミリー・サポート・センター、子育てサロン、こども食堂、里親、各種ボランティア・NPO、ボランティア協力校、フードバンク、公共ライドシェア(自家用有償旅客運送)

基本目標1（2）あらゆる地域住民の参画

「地域」で暮らし、参画する県民一人ひとりに対する支援



現状と課題

地域福祉の取組を持続可能なものとするためには、住民が、それぞれの立場や状況に応じて地域に参画できる環境づくりが求められます。高齢者や障害のある方、子育て世代、若者など、多様な住民が地域の一員として役割を持ち、互いに支え合う関係を築くことが、地域の力を高めることにつながります。

地域の多様な住民がそれぞれの形で関わりを持ち、地域に参画する一員となれるようインクルージョン（多様な人々がそれぞれの個性を尊重され、能力を最大限に発揮できる状態）を進め、参画の機会や環境を整えることが必要です。これらに関して、高齢・障害分野における地域移行に係る支援、がん・難病患者に対する在宅療養支援、刑務所出所者等に対する地域生活定着支援、外国人住民が安心して暮らせるサポート等のほか、判断能力が低下している方の意思決定を支援する成年後見制度の利用促進が進められています。

主な県の取組

- ・多様な分野における住民理解の促進支援
(認知症、障害、刑務所出所者、LGBTQ、外国人、難病患者、依存症 等)
- ・成年後見制度の利用促進
- ・地域移行・地域定着に関する支援
- ・生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援
- ・外国人住民が安心して暮らせる環境の整備

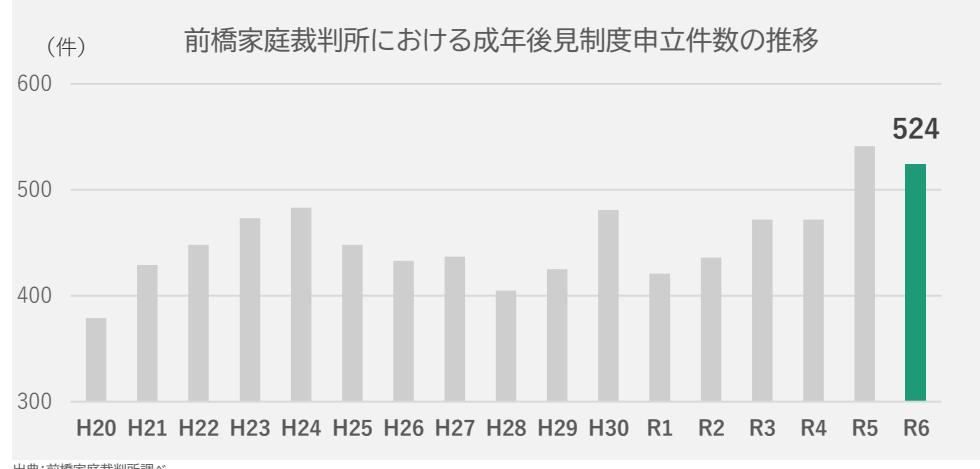


目指すべき方向

地域に暮らすすべての住民が、年齢や属性にかかわらず地域福祉の担い手となれるよう、それぞれの状況に応じた参画の機会の確保やノーマライゼーション（誰もが当たり前に暮らせるようにすること）の推進により、地域とのつながりを築ける環境を整えることが求められます。併せて、住民同士が互いの立場や価値観を理解し合い、支え合える関係性を育むことで、地域全体の包容力を高めていく必要があります。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人を、法律に基づいて支援する制度です。家庭裁判所が選任した後見人が、財産管理や契約手続き、生活に必要な意思決定を代わりに行います。支援の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3類型があります。



基本目標1（2）あらゆる地域住民の参画

「地域」で暮らし、参画する県民一人ひとりに対する支援



施策の方針

1 多様な住民の参画機会の確保

高齢者、障害のある方、刑務所出所者等、地域に暮らす多様な住民がそれぞれの関心や得意分野を活かし、ハンディキャップやステigma(社会的な偏見、差別や先入観)を乗り越えながら地域福祉の担い手として活躍できるよう、参画機会の確保を推進します。

2 成年後見制度の利用促進

各市町村で整備されている成年後見制度の中核機関を中心に、判断能力が低下した方を含め、誰もが意思を尊重される仕組みを整えるとともに、成年後見制度の利用促進や意思決定支援の普及を進めます。

3 地域生活定着支援

福祉・医療の各分野において施設や病院から地域への移行が進められていますが、刑務所出所者や非行経験のある若者など、社会復帰に課題を抱える人々が地域へ移行するに当たり、制度の狭間に陥り複合的な課題を抱えているケースが少なくありません。こうした方々が地域で継続して暮らせるよう、住まい・就労・相談支援等を組み合わせた、地域での生活再建を切れ目なく支える体制を構築し、地域共生社会の実現や再犯防止の推進を目指します。

インクルージョン(Inclusion 直訳:包含、包摶、取り込み)

障害や高齢、子育て、外国人など、さまざまな背景を持つ人を社会の中で分け隔てず、同じ場に取り込み、共に生活や活動を行う考え方です。教育、就労、地域活動などで分離をなくし、誰もが同じ環境で参加できる仕組みを整えることを目指します。

KPI

再犯防止推進計画を策定した県内市町村数:35市町村<現在値:25市町村>

関連指標

- ・成年後見制度利用者数:3,436人(R6.12.31)
- ・成年後見制度利用支援事業の活用実績:104件(R6)
- ・障害福祉施設から地域生活への移行者数(R2からの累計):91人(R6)
- 【「バリアフリーグンま障害者プラン8】

関連キーワード

インクルージョン、ノーマライゼーション、成年後見制度、意思決定支援、社会参加支援、地域移行支援、通いの場、合理的配慮、ユニバーサルデザイン、アクセシビリティ、多文化共生

ノーマライゼーション(Normalization 直訳:標準化)

ノーマライゼーションは、障害や高齢、子育てなど、支援が必要な人も地域で「普通の生活」を送れるようにする考え方です。特別な場に分けるのではなく、暮らしや学び、働く場を地域に開き、生活の場を分離しないことを重視します。

基本目標1（3）地域福祉を支える人材の育成



現状と課題

地域福祉を推進する上で、住民同士の支え合いやボランティア活動を担う人材は欠かせない存在となっています。現在、民生委員・児童委員、地域団体、ボランティアなど、地域で活動する多様な人材が活躍しているほか、認知症サポートや子育てサポート、ピアサポートといった、特定の分野に特化した支援者の養成も進められていますが、活動内容が多様化・専門化する中で、必要な知識やスキルを身につけるための研修機会が限られていることが課題となっています。

さらに、活動を継続するためには、負担感の軽減やモチベーション維持に向けた仕組みづくりが求められています。こうした現状を踏まえ、地域福祉を支える人材の裾野を広げるとともに、活動しやすい環境を整えることが今後の重要な課題となっています。

また、近年では、「孤独・孤立対策推進法」の成立に表れているように、孤独・孤立の問題が注目されています。地域において孤独・孤立の状態にある方を見逃さないためには、孤独・孤立の問題を単独で捉えるのではなく、従来の支援の枠組に「孤独・孤立」という視点を加えることが重要です。このような視点は、高齢者支援、障害福祉、子育て支援、生活困窮者支援など、あらゆる地域課題に共通して求められるものであり、インフォーマルな地域福祉人材の育成においても欠かせない要素となっています。

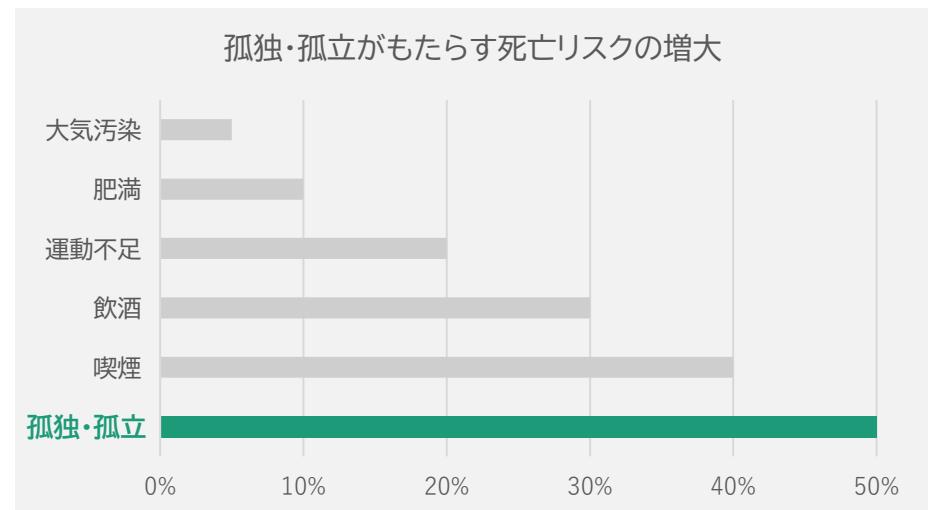
主な県の取組

- ・民生委員・児童委員に対する人材育成・資質向上支援
- ・つながりセンター養成（孤独・孤立対策）

目指すべき方向

地域福祉を支える力を強めるためには、地域住民や民生委員・児童委員、ボランティア、そして当事者やピアサポートといった多様な人材が、それぞれの立場で役割を果たせるよう、様々な取組に関する情報発信や地域における支え合いに关心を持つ人の掘り起こしや活動のきっかけづくりが求められていることから、幅広い世代や多様な背景を持つ人が参加しやすい仕組みを整え、地域全体で「誰もが支え手になれる」環境を広げていくことや分野ごとの支援活動に必要な知識やスキルを学べる機会の充実を目指します。

加えて、地域における様々な課題に対して、従来の支援の視点に加えて「孤独・孤立」という観点を持つことで、支援を必要とする状態を見逃さず、地域の中で支え合いを広げていくことで、地域福祉の持続的な推進を目指します。



基本目標1（3）地域福祉を支える人材の育成



施策の方針

1 地域福祉を支える人材の育成

地域の住民が無理なく地域福祉に関われる環境を整えることで、地域で継続的に活動できるよう、地域団体や関係機関との連携を図りながら、活動の場の確保や情報共有の仕組みづくりを進めます。また、地域住民の身近な相談役であり、福祉制度や地域資源をつなぐ役割を担っている民生委員・児童委員に対する研修を通じて、地域住民の見守りを支援します。

2 「孤独・孤立」に関する支援の視点の普及

民生委員・児童委員や地域団体、ボランティアなど、地域の中で活動する人材が、「孤独・孤立」の視点を含めた支援の考え方を学び、地域福祉の担い手として活動できるよう、「つながりサポートー」の養成を推進します。養成に当たっては、「孤独・孤立」対策への理解促進や支援の基本的な考え方を学ぶ機会を提供し、あらゆる相談支援において、「孤独・孤立」の観点を持つ人材の裾野を広げます。

孤独・孤立対策

孤独・孤立対策は、生活困窮、介護、障害、子育てなど多様な課題と結びつき、社会全体で注目されています。国では令和3年に「孤独・孤立対策推進法」が制定され、相談体制の整備や居場所づくりなどの枠組みが示されています。福祉に限らず、教育・雇用・保健医療・地域づくり・防災・文化・デジタルなど分野を越えて、「孤独・孤立」の観点を取り入れ、相談支援や繋がりづくりを広げることが求められています。

つながりサポートー

地域で孤立しやすい人と社会との接点をつくる役割を担う人や活動を指します。方法は声かけに限らず、挨拶や情報提供、イベント案内、見守りなど多様です。専門職ではなく、住民や地域団体が主体となります。自治体や地域では、こうした担い手を増やすために養成研修や学びの場を設けています。

KPI

つながりサポートー養成数:1,540人<現在値:423人>

関連指標

・孤独を感じている県民の割合(県民アンケート結果):49.8%(R7)

関連キーワード

民生委員・児童委員、なんでも福祉相談員、市民後見人、意思決定支援、認知症サポートー、ピアサポートー、ひきこもり支援サポートー、ゲートキーパー、子育てサポートー、ボランティアリーダー、大学生少年サポートー、外国人キーパーソン



基本目標1（4）権利擁護人材の育成



現状と課題

高齢化の進展、単身世帯・ひとり暮らし高齢者の増加により、判断能力が不十分な方や身寄りのない高齢者が増え、契約、金銭管理、医療・介護に関する選択、住まいの確保と維持、そして死後に関する手続等で支援が必要な場面が多様化しています。こうした状況のもと、都道府県社会福祉協議会が担う福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）のほか、権利擁護の基盤である成年後見制度の重要性は一層高まっていますが、県内35市町村に整備されている成年後見制度の中核機関の機能強化を支援するだけではなく、地域に根ざした担い手の育成が必要とされています。

また、「頼れる身寄りがない高齢者等対策」は、今後の地域福祉における重要な論点となることが見込まれます。住まい、医療・介護、財産管理、死後事務などの局面で、意思決定支援と事務の実施をどう組み合わせ、誰が担い、どのような連携体制・費用負担・標準手続を整えるかは、国で検討が進められていますが、県としては、国の検討状況や制度改正の方向性を踏まえつつ、準備を進める必要があります。

主な県の取組

- ・市町村が設置する成年後見制度の中核機関に対する支援
- ・社会福祉協議会が実施する法人後見事業の立ち上げ支援
- ・市民後見人養成に対する支援

目指すべき方向

成年後見制度の専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士など）に加え、市民後見人や法人後見をより身近な担い手として養成し、成年後見制度の利用促進を図ることが、県及び市町村に期待されています。また、市民後見人の養成研修を実施するだけでなく、修了者が後見人として選任されるに至るまでのOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）の場を日常生活自立支援事業や法人後見事業との連携により確保するほか、選任後の支援体制の充実を図る必要があります。

法人後見については、市町村社会福祉協議会による事業の立ち上げや人材育成を支援するだけでなく、社会福祉協議会以外の社会福祉法人による公益的取組による実施について、検討を進めることで担い手の裾野を広げることの検討が必要です。さらに、頼れる身寄りがない高齢者等対策を今後の重要課題として位置づけ、国の議論を踏まえながら、地域での情報共有や連携体制の整備を進め、必要な準備を着実に進めることができます。

日常生活自立支援事業

認知症や障害などで判断能力が不十分な方が、地域で安心して暮らせるよう、公共料金の支払いなど日常的な金銭管理や福祉サービス利用をサポートする事業です。市町村社会福祉協議会が中心となり、本人の意思を尊重しながら暮らしの自立を支えます。

基本目標1（4）権利擁護人材の育成



施策の方針

1 市民後見人・法人後見の育成と活動支援

市民後見人の養成や、市町村社会福祉協議会による法人後見事業の立ち上げを支援とともに、社会福祉法人による公益的取組として法人後見参画について検討を進めます。成年後見制度の担い手の多様化を図ることで、成年後見制度の利用を必要とする方の選択肢を広げ、その方の自己実現を支援します。

2 日常生活自立支援事業の体制強化と後見との連携

県社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の体制整備の支援に努め、利用者が安心してサービスを受けられる環境を確保します。併せて、成年後見制度との連携を強化し、支援ニーズに応じ、日常生活自立支援事業から成年後見制度への切れ目のない移行を支援します。

3 賴れる身寄りがいない高齢者等対策の準備と展開

「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめでも言及されているとおり、十分な支援体制の構築には課題が山積ですが、社会保障審議会での検討状況や制度改正の方向性を踏まえつつ準備を進め、検討状況に応じて県内の実務へ速やかに反映できるよう備えます。

市民後見人

専門職以外の市民による成年後見の担い手。養成研修等を経て家庭裁判所が選任し、本人の意思を尊重しつつ、生活上の手続や金銭管理、福祉サービス利用を支える役割を担います。本人との身近さや地域とのつながり、継続的な寄り添いが期待されています。

KPI

市民後見人候補者数(養成研修修了後のOJT参画人数):144人

<現在値:38人(R6)>

関連指標

・法人後見を実施している市町村社会福祉協議会数<現在値:14(R6)>

関連キーワード

成年後見制度、意思決定支援、市民後見人、法人後見、日常生活自立支援事業、身元保証、死後事務、頼れる身寄りがいない高齢者等対策

法人後見

社会福祉法人やNPOなどの法人が成年後見人に就き、組織として身上配慮・財産管理・契約手続などを継続的に担う仕組みです。継続性や体制の安定、業務管理・リスク管理の面で強みがあるとされています。

基本目標1（4）権利擁護人材の育成



群馬県成年後見制度に関する人材の確保・育成基本方針

群馬県健康福祉部福祉局地域福祉課
令和7年3月18日策定

1 趣旨

この方針は、人々が様々な生活課題を抱えながらもそれぞれの地域で自分らしく暮らしていくよう、地域住民等が支え合い、地域と共に創っていくことのできる地域共生社会の実現に向けて、意思決定に係る支援を必要とする人が適切に成年後見制度を利用できる体制を県内全域に整備するに当たっての、基本的な考え方を定めるものである。

2 対象とする地域

県内全市町村を対象とする。

3 基本方針

（1）共通事項

成年後見制度の担い手確保・育成に当たっては、各市町村においてその必要性を検討し、その結果、必要と判断した場合に、各市町村が確保・育成の方策を検討することが求められる。このため、県は、その必要性を判断するための情報提供や、担い手の確保・育成の方策の検討について支援を行う。

また、県は、担い手確保・育成に係る取組の検討や本方針の見直しに当たっては、成年後見制度利用促進専門家会議（厚生労働省）及び法制審議会民法（成年後見等関係）部会（法務省）による検討状況やその内容を踏まえ、成年後見制度に関連する法令の改正等を見据えて行うものとする。

（2）法人後見事業実施団体

① 養成

県は、以下の支援に引き続き取り組む。

ア 市町村社会福祉協議会が行う法人後見事業の立ち上げ支援

イ 法人後見事業に従事する職員等を対象とした研修の開催を通じた人材育成支援

② 法人後見事業実施に関する研究・検討

県は、安定的に法人後見事業を実施できる団体による同事業への参画、特に、市町村社会福祉協議会以外の社会福祉法人による「地域における公益的な取組」としての実施について研究し、そのための支援策について検討を進める。

（3）市民後見人

① 養成

県は、市民後見人の養成が県内における広域的な課題であり、県が実施することが効率的かつ、市町村による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に資するものと捉え、市民後見人の養成研修を実施する。

ただし、各市町村において既存の取組がなされている場合には、これを妨げない。

② 活躍のための支援

日常生活自立支援事業における生活支援員や法人後見事業実施団体における法人後見支援員等の役割が、市民後見人養成研修の修了者が市民後見人として選任されるまでの段階的なOJTの場となり得ることを踏まえ、県は、市民後見人養成研修の実施に際して、各市町村において当該市町村の実情を勘案した市民後見人養成研修の修了者の活躍の場をあらかじめ検討するよう促すとともに、広域的な連携体制整備の支援も含め、その検討を支援する。

このとき、4(2)②（市町村社会福祉協議会以外の団体による法人後見事業実施に関する研究・検討）により、市町村社会福祉協議会以外の団体による法人後見事業の実施に係る検討が進んでいる場合には、その検討結果を加味できるよう、県は、必要な情報共有を行う。

③ 選任後の支援

選任された後の市民後見人に対する支援については、本県におけるロードマップ的取組指標において、中核機関による後見人支援機能として位置づけている。

このため、県は、県内における市民後見人の選任状況や、各市町村からの要請を勘案し、市町村職員向け研修や圏域別情報交換会等を通じて、中核機関による後見人支援機能の体制整備や実務を支援する。

4 その他

具体的な支援内容は、群馬県成年後見制度利用促進協議会における意見や市町村からの要請を踏まえ、本方針に基づいて毎年度の予算編成を通じて決定する。



基本目標2（1）包括的支援体制の構築支援



現状と課題

地域福祉を推進するためには、高齢者、障害のある方、子ども、生活困窮者など、様々な分野の支援を切れ目なく提供できる「包括的支援体制」の整備が求められています。現在、各分野で個別の相談窓口や支援機関は整備されてきましたが、複合的な課題を抱える世帯や、制度の狭間にある人への対応するための支援が課題とされています。こうした現状を踏まえ、医療・介護分野が連携する地域包括ケアシステムの整備を通じて得られた手法の横展開により分野横断的な連携を強化し、「地域」での解決が困難な課題に対する包括的な体制を構築することが今後の大変な課題となっています。

この実現に向けた手法として「重層的支援体制整備事業」が制度化されていますが、このほか、「地域共生社会の在り方検討会議中間とりまとめ」では、人口減少により担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する地域(過疎地域等)にあっては、様々な分野ごとに配置されているコーディネーター等の役割を一本化する「機能集約化アプローチ」が提唱され、この手法による包括的な支援体制の整備を実現する検証が進められています。

市町村には、地域の実情に応じて多機関と協働し、相談支援と地域づくりを組み合わせた体制を構築する役割が期待されていますが、特に、複数の課題が重なるケースでは、関係機関の連携不足や情報共有の難しさが課題となっており、地域によっては、支援をコーディネートする人材や、関係機関をつなぐ仕組みが十分に機能していない状況も見られます。さらに、行政や専門機関だけでなく、地域住民や民間団体を含めた幅広い主体が関わる体制づくりが必要ですが、そのための協議の場やルールづくりがまだ途上にあります。

主な県の取組

- 市町村に対する包括的支援体制整備の支援

目指すべき方向

県は、市町村が地域の実情に応じて包括的支援体制を構築できるよう、「重層的支援体制整備事業」の活用を支援するとともに、「機能集約化アプローチ」による包括的な支援体制整備の検証等を通じて、過疎地域等での柔軟な仕組みづくりを後押しします。

また、これらの事業に限らず、市町村が独自に進める協議体の整備や多機関連携の強化など、包括的支援体制の構築に資する取組を幅広く支援します。こうした支援を通じ、地域住民が複合的な課題に直面しても、切れ目なく相談・支援を受けられる体制を県全体で実現します。

あわせて、各市町村における人材育成や、関係機関をつなぐ仕組みの構築に対する支援を並行して進めることで、構築される包括的な支援体制が持続可能性を高めます。

包括的支援体制(社会福祉法第106条の3)

地域共生社会の理念では、地域の課題を地域で支え合うことが求められていますが、課題の複雑化・複合化などにより、地域だけでは解決できないケースも多くあります。

こうした課題の解決を支援するため、高齢、障害、子育て、生活困窮など分野を超えた支援をつなぎ、行政や専門機関と地域資源が連携できる体制を整備することが市町村に求められており、において市町村の努力義務とされています。「地域包括ケアシステム」より広い概念を指すものです。

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)

包括的支援体制を整備するための1つの手段であり、市町村が実施することのできる事業です。従来の分野別支援では対応できない複雑な課題や、複数の課題を抱える世帯等に対し、相談支援・参加支援・地域づくり等を組み合わせ、分野を横断して重層的に支援を構築することで、包括的な支援の実現を可能にするものです。

基本目標2（1）包括的支援体制の構築支援



施策の方針

1 市町村の体制整備支援

協議体の設置や多機関連携の仕組みづくり、地域づくり支援など、「重層的支援体制整備事業」の活用による促進を支援するとともに、「機能集約化アプローチ」の手法による包括的支援体制整備の活用を促進し、市町村の取組を支援します。

2 人材育成及び情報共有・ネットワークの強化

包括的支援体制の制度理解の促進や県内外の好事例共有やケース検討を目的とする研修の実施により、包括的支援体制を整備するための人材育成を支援します。また、県内市町村間や関係機関との情報共有の場の整備を通じ、群馬県全体の包括的支援体制整備の推進・平準化を図ります。

機能集約化アプローチ

包括的支援体制を整備する方策の1つであり、人口減少や専門人材不足が進む地域において、市町村が複数の制度やサービスを集約し、効率的に支援を提供しようとするものです。また、これにより住民が、ワンストップで必要な支援を受けられるようになることも期待されています。特に中山間地域や過疎地で、限られた資源を最大限に活用するための方法として注目されています。

重層的支援体制整備事業が、「多様な機能を連携・重層化」させるのに対し、こちらは、「物理的・制度的な統合」に特徴がある点が異なります。ですが、両者は排他的ではなく、地域の実情に応じ、これらの併用によっても包括的支援体制の整備を進めることができるものとされています。

KPI

包括的支援体制が整備されている市町村数:35<現在値:7>

関連指標

・重層的支援体制整備事業を活用している市町村数:7(R7)

関連キーワード

包括的支援体制、重層的支援体制整備事業、機能集約化アプローチ、多機関協働

基本目標2（2）専門性による地域支援



現状と課題

住民に身近な圏域である「地域」には、地域のつながりや支え合いによって解決できる課題がある一方で、複雑化・多様化する生活課題や、専門的な知識や技術を必要とする支援が求められる場面も増えています。こうした課題に対応するため、各市町村では包括的支援体制の整備が進められていますが、この体制には、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人や、広域に設置される相談支援機関も協働の一員として加わることが想定されており、地域の支援力と専門性を組み合わせた切れ目ない支援の実現が期待されています。

県には、市町村における包括的支援体制の整備に対する支援が期待されているほか、住民に身近な圏域や個々の市町村では対応が難しい分野について、広域的な視点で市町村の取組を補完することが期待されています。生活困窮者に対する支援はその一例であり、広汎にわたる複合的な課題に対応するため就労支援や家計管理、居住支援等により構成される生活困窮者自立支援事業や、最後のセーフティネットである生活保護制度が重要な役割を果たしています。

主な県の取組

- ・市町村に対する包括的支援体制整備の支援(再掲)
- ・生活困窮者自立支援の実施推進
- ・監査や研修等による、適正な生活保護実施の支援

目指すべき方向

地域を支える市町村において包括的な支援体制を構築する中で、専門性を有する機関や人材が、地域の実情や住民のニーズに応じて柔軟に関わる仕組みを強化していくことが求められます。特に、生活困窮や虐待、権利擁護など、複合的かつ深刻な課題には、地域の支え合いだけでなく、専門的な知見と技術を持つ支援者が支援体制に関与することが不可欠です。

このため、地域福祉を支える多様な主体が、役割を分担しながらも連携を深め、地域と市町村、専門性が一体となった支援体制を構築していく必要があります。

とりわけ、生活困窮者自立支援制度をはじめとする制度横断的な支援の実践においては、制度の狭間にいる方を取り残さず支援に繋ぐことができるよう、地域に対するアウトリーチの強化、支援者同士の継続的な情報共有・連携体制の整備が重要となります。



基本目標2（2）専門性による地域支援



施策の方針

1 市町村と専門機関の連携による包括的な支援体制の構築支援

地域における複雑・多様化する生活課題に対応するため、市町村が整備を進める包括的支援体制において、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人や県・国が設置する広域の相談支援機関などを含めた多機関協働を支援し、専門性により「地域」を支える体制の構築を支援します。

2 生活困窮者の自立に向けた専門的支援

生活困窮者の状況に応じて、自立相談支援や就労準備支援、家計改善支援、居住支援など生活困窮者自立支援法に基づく支援をはじめ、関係機関や他制度による支援を活用し、自立の促進を図ります。また、群馬県の支援体制整備を推進するため、就労準備支援・家計改善支援事業の広域実施や、県内における専門的人材の育成などに取り組みます。これらの取組は、再犯防止の推進にも資するものです。

3 生活保護制度の運用及び支援

資産や能力など全てを活用してもなお生活に困窮する場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、憲法に定める健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その状況に応じて経済的自立や社会生活、日常生活における自立を支援します。また、各種研修や監査等を通じて、群馬県における生活保護制度の適正な運用を支援します。

KPI

生活困窮者支援を受けた方の就労・增收率(町村部): 75.0%

<現在値: 42.7% (R6)>

生活困窮者支援を受けた方の就労・增收率(県全体): 75.0%

<現在値: 42.9% (R6)>

関連指標

・生活困窮者支援を受けた方の就労・增收率(県全体): 75.0% <現在値: 42.9% (R6)>

関連キーワード

生活困窮者自立支援制度、就労支援、就労準備支援、家計改善支援、居住支援、生活保護、地域生活定着支援

基本目標2（3）災害福祉支援の充実



現状と課題

群馬県では、各施設種別協議会(以下、「種別協」)や、職能団体に県社会福祉協議会及び県を加えた23者により「群馬県災害福祉支援ネットワーク」を構築し、災害時要配慮者(以下、「要配慮者」)を支援するための協定を締結しています。また、同協定に基づき、①災害時に福祉施設の入所者が安心して生活を継続できるよう、人的支援や物資供給、受入体制を相互に補完する仕組みである「施設間相互応援」と、②災害時における避難所での福祉ニーズ把握や支援調整を担う仕組みである「DWAT」(Disaster Welfare Assistance Team、災害派遣福祉チーム)の2つに取り組んでいます。このほか、在宅の要配慮者を対象に市町村が策定する「個別避難計画」の取組を、防災部門との協働により支援する等により、在宅・施設入所を問わず、様々な観点から災害時要配慮者対策を進めています。

こうした中、令和6年1月に発生した能登半島地震では、群馬県からもDWATを派遣しましたが、円滑な連絡調整機能の確保が課題となりました。また、令和7年の災害救助法等改正により、災害時の福祉的支援が制度的に位置づけられ、避難所での支援に加え、新たに在宅避難や車中避難者に対する物資や情報の提供・健康管理などの課題への対応も求められるようになります。これらに対する検討を進めることが必要とされています。

主な県の取組

- ・DWATの活動支援
- ・社会福祉施設等に対する防災体制整備支援
- ・市町村による個別避難計画の策定を支援

目指すべき方向

災害時において、福祉施設、避難所、在宅のいずれにおいても、要配慮者が安心して生活を継続できる体制を整えることが求められます。

「施設間相互応援」では、福祉施設の入所者が災害時にも必要なサービスを受けられるよう、協定の実効性向上や人的支援・物資供給・受入支援を迅速に行える仕組みの強化が、「DWAT」では、従前の避難所での福祉ニーズ把握や支援調整に加え、新たな課題である円滑な連絡調整機能の確保や在宅避難・車中避難者への支援を担う活動範囲の拡充が、そして、「個別避難計画」は、平時から要配慮者の避難手段や必要な支援を明記して災害時に確実に活用できるよう、作成率と実効性の向上が、それぞれ求められており、これらの取組を総合的に進めることで、切れ目のない要配慮者支援を実現します。

災害福祉支援ネットワーク

行政・社協・福祉施設・専門職団体の連携により、災害時に高齢者や障害者等の災害時要配慮者を支援する仕組みです。施設に入所する要配慮者の生活を支援する「施設間相互応援」と、避難所にいる要配慮者への支援を主とする「DWAT」からなるものです。

群馬県では、県や県社協を含めた24団体により「群馬県災害福祉支援ネットワーク」の協定書が取り交わされており、平時には研究会の組織や、研修・訓練の実施により専門性を高めています。

DWAT(ディーワット)

DWAT(Disaster Welfare Assistance Team:災害派遣福祉チーム)とは、災害発生時に被災地へ派遣され、福祉ニーズに対応する専門チームです。避難している災害時要配慮者へのアセスメントや避難所での生活支援、要配慮者のケア、福祉サービスの調整などを担い、被災者の安心と生活再建を支えます。

基本目標2（3）災害福祉支援の充実



施策の方針

1 DWATの機能強化と活動範囲の拡充に向けた取組

現地でのDWAT活動において必要とされる円滑な連絡調整機能を強化するほか、在宅避難や車中避難者へのアウトリーチを含めた新たな課題に対する検討を進めます。また、活動に必要な資機材の整備を含む県内拠点の整備を進め、発災時の迅速な活動開始と効果的な支援の実現に備えます。

2 施設入所者に対する要配慮者対策

災害各種別協により締結されている相互応援協定について、各地域における「施設間相互応援」の体制づくりの構築を支援するとともに、引き続き、平時における訓練の実施を通じて、相互応援協定の実効性を高めます。

また、県社会福祉協議会・災害福祉支援センターに、社会福祉施設等における防災体制の整備に係る専門相談窓口を設置し、社会福祉施設等によるBCP(業務継続計画)やBCM(業務継続マネジメント)、避難確保計画の作成、福祉避難所として指定を受けている施設における防災体制等を支援します。

3 個別避難計画の作成・活用促進支援を通じた在宅要配慮者対策

市町村が策定する個別避難計画について、作成率と質の向上を図るため、引き続き防災部門との協働により市町村を支援します。

KPI

- ①DWATリエゾンチーム養成者数:60人<現在値:0人>
- ②個別避難計画の策定率:30.0%<現在値:10.4%(R6)>

関連指標

- ・DWAT登録者数:306人(R7)

関連キーワード

災害福祉支援ネットワーク、DWAT、施設間相互応援、個別避難計画、避難確保計画、BCP(業務継続計画)、BCM(事業継続マネジメント)、災害ボランティアセンター

基本目標2（4）福祉人材の確保・定着・育成



現状と課題

少子高齢化の進展により、介護や障害福祉、児童福祉など幅広い福祉分野で人材需要が高まっていますが、現場では慢性的な人手不足が続いている。特に介護分野では、今後さらに需要が増加することが見込まれており、群馬県でも介護職員の不足が見込まれているところです。

こうした中、安定した福祉サービスの提供や持続可能な地域福祉を実現するため、福祉人材の確保が重要な課題となっています。また、介護分野においては、生産年齢人口の減少と高齢化の進展により、今後も介護ニーズの増加が見込まれることから、限られた人的資源で、介護の質を維持しながら、介護サービスを提供していくことが大きな課題です。

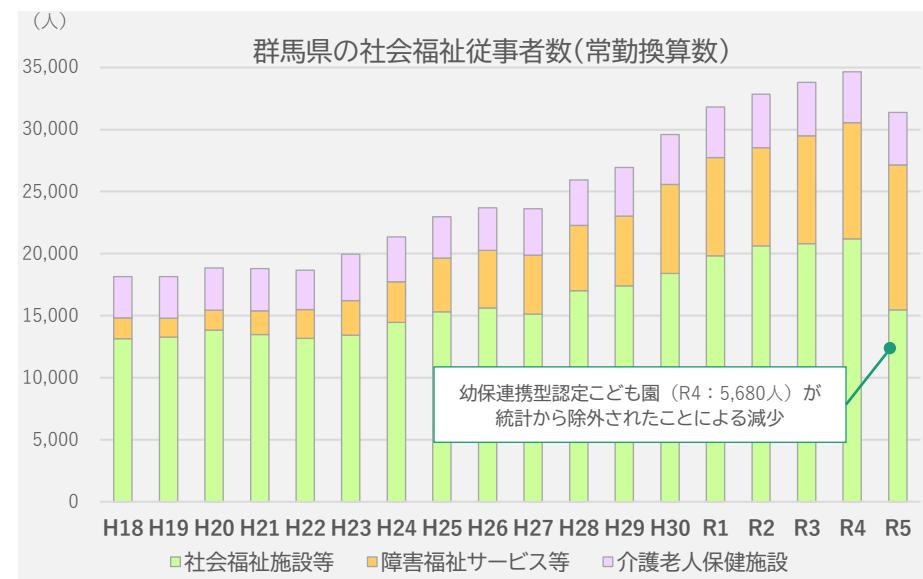
主な県の取組

- ・群馬県福祉マンパワーセンターによる福祉人材の確保・育成
- ・介護テクノロジーの活用による負担軽減と職場環境改善支援
- ・介護職場サポートセンターぐんまによる介護現場の生産性向上
- ・外国人介護人材の確保・定着支援



目指すべき方向

このような課題を踏まえ、県では、関係機関や関係団体と連携し、①福祉分野への新たな人材の参入を促進する取組に加え、②働きやすい職場環境づくりや職員の負担軽減を図る定着促進、③研修等により専門性を高める資質向上を軸として、様々な取組を総合的に推進します。また、同時に、介護テクノロジーの活用による生産性の向上や、外国人材の積極的な受入れなど、より効果の高い取組やターゲットを特化するなど、戦略的に取組を進めます。



幼保連携型認定こども園（R4：5,680人）が
統計から除外されたことによる減少

基本目標2（4）福祉人材の確保・定着・育成



施策の方針

1 総合的な福祉人材確保対策

群馬県福祉マンパワーセンターによる求職者と事業所のマッチング、福祉の仕事の魅力発信など、介護職員をはじめとする福祉人材の確保に加え、関係機関と協力し福祉事業所の職場環境改善を支援する福祉人材の定着促進、そして、研修実施や資格取得支援等を通じた福祉人材のキャリア形成等の支援といった取組を一体的に推進することで、継続的な福祉サービスの提供体制の確保を図ります。

2 介護・障害分野における介護テクノロジーの活用による生産性向上

介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入を支援し、業務効率化により介護・障害福祉現場の生産性向上を図ります。また、「介護職場サポートセンターぐんま（介サポぐんま）」による介護事業者向けのワンストップ相談・支援を通じ、介護現場の生産性向上をより一層推進します。

3 外国人介護人材の確保・定着支援

外国人材に対する介護福祉士の資格を取得するための学費等の支援や、外国人介護人材を受け入れる介護事業者における受入環境の整備や定着を促進するための取組を支援します。外国人材への支援と介護事業者への支援を一体的に進めることで、外国人介護人材が安心して働き続けられる環境を整備します。

外国人介護人材

外国人が日本で介護に従事する仕組みは複数あり、目的や要件、在留期間が異なります。技能を学びながら最長5年間滞在できる「技能実習制度」、経済連携協定に基づき、インドネシア・フィリピン・ベトナムから来日し、国家試験に合格すれば介護福祉士として働く「EPA介護福祉士候補者」、技能試験と日本語試験に合格し、最長5年間就労できる「特定技能（介護分野）」があります。そして、介護福祉士資格を取得した方については、「在留資格『介護』」を取得し、長期就労や定住が可能となります。

KPI

- ①県福祉マンパワーセンター紹介者採用数:毎年度400人<現在値:392人>
- ②介護職員数:42,472人<現在値:37,664人>

関連指標

- ・県福祉マンパワーセンター研修修了者数:1,350人(R6)
- ・介護在留資格者数:224人(R6.12末)
- ・特定技能介護分野在留者数:1,202人(R7.6末)

関連キーワード

介護テクノロジー、外国人介護人材、群馬県福祉マンパワーセンター、介護職場サポートセンターぐんま（介サポぐんま）

点検・評価・公表

本プランの実施状況について、毎年度、数値目標の達成状況や具体的な取組内容等に基づき自己評価を行うとともに、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者により構成される群馬県社会福祉審議会において、第三者による点検・評価を実施し、評価結果を県ホームページで公表します。

KPI一覧

基本目標	基本目標に基づく取組項目	KPI	目標値(R12)	直近の実績
1	共に支え合う 「地域づくり」	『住民に身近な圏域』での活躍支援	民生委員・児童委員の充足率	98.3% 97.4%
2		あらゆる地域住民の参画	再犯防止計画を策定している市町村数	35市町村 25市町村
3		地域福祉を支える人材の育成	つながりサポートー養成数	1,540人 423人
4		権利擁護人材の育成	市民後見人候補者数	144人 38人
5	地域を支える 「仕組みづくり」	包括的支援体制の構築支援	包括的支援体制が整備されている市町村数	35市町村 7市町村
6		専門性による地域支援	生活困窮者支援を受けた方の就労・増収率(町村部)	75.0% 42.7%
7		災害福祉支援の充実	DWATリエゾンチーム養成者数	60人 0人
8			個別避難計画の策定率	30.0% 10.4%
9		福祉人材の確保・定着・育成	県福祉マンパワーセンター紹介者採用数	毎年度400人 392人
10			介護職員数	42,472人 37,664人

市町村地域福祉計画の推進支援

群馬県では、県内の全35市町村が市町村地域福祉計画を策定しています。本プランは、群馬県における福祉分野の現状と課題を踏まえ、今後の施策の方向を提示していますが、その実施状況の点検・評価を行いながら取組を進めることにより、県内の各市町村における市町村地域福祉計画の推進を支援します。

統計資料等

未定稿

群馬県福祉プラン(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月発行

発行者 群馬県 健康福祉部 福祉局 地域福祉課

所在地 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-226-2518

